

議案第6号

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月5日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例（平成21年かすみがうら市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第24条」を「第25条」に改め、同条第6項中「第5条第4項第4号」を「第5条第4項第5号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。